

平成26年度の処理事件

1 措置命令（優良誤認）（第4条第1項第1号）

事件名	事 件 概 要
株式会社進学会 に対する件 (26.5.20)	<p>株式会社進学会は、同社が運営する学習塾において提供する学校教育の補習教育及び学習指導に係る役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、平成23年5月23日から平成25年3月11日までの間、以下のように記載することにより、あたかも、本件役務に係る学習塾における講師の98パーセントが国公立大学・大学院出身者であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>① 「北大学力増進会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 『塾は講師で決まる』の言葉にあるように、当会は有名国立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。増進会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>② 「東北大進学会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」、「■塾は講師で決まる! 当会は有名国公立大出身の講師を中心に、厳しい研修を積み重ねてきた精鋭講師陣がみなさんの指導にあたります。進学会で『講師の力』を実感して下さい!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>③ 「名大進学会」と称する学習塾において提供する本件役務について、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「国公立大出身98% 増進会・進学会全国講師出身大学構成比 精鋭講師陣が皆さんを指導!」等と記載するとともに、氏名及び卒業した国公立大学・大学院の名称を併記した自社講師の写真を掲載</p> <p>実際には、本件役務に係る学習塾における講師のうちの国公立大学・大学院出身者が占める割合は、約14パーセントにすぎないものであった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140520premiums_1.pdf</p>

2 指導事件

(1) 表示事件

ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事件概要
A社は、ストールを販売するに当たり、 ① 自社ウェブサイトにおいて、「【素材】PASHMINA（100% CASHMERE）」等と ② 品質表示タグにおいて「PASHMINA 100% CASHMERE」とそれぞれ表示していた。 実際には、本件商品の原材料としてカシミヤは用いられていないものであった。
B社は、ストールを販売するに当たり、 ① 自社ウェブサイトにおいて、「カシミヤをふんだんにつかった、軽くてやわらかいストールです。」「素材 カシミヤ」等と ② 品質表示タグにおいて「CASHMERE 100%」とそれぞれ表示していた。 実際には、本件商品の原材料としてカシミヤは用いられていないものであった。

イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

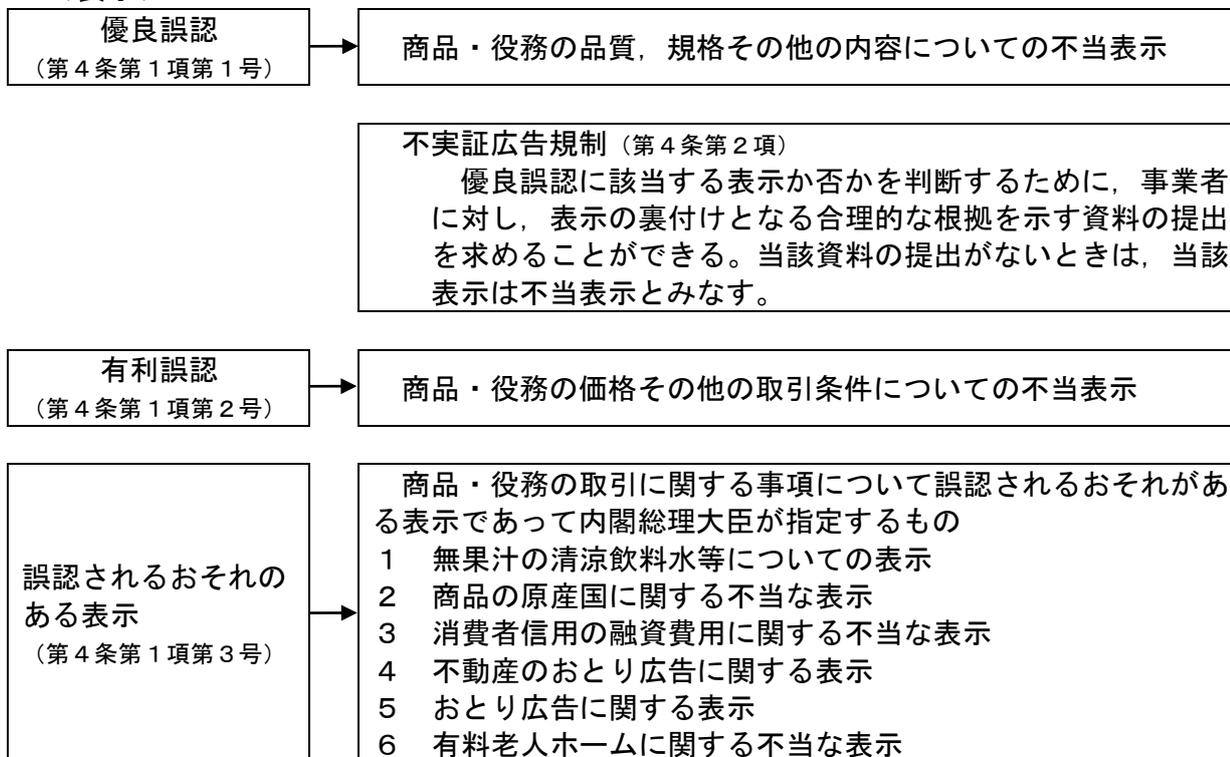
事件概要
C社は、眼鏡用レンズを販売するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、例えば「 4 4,000円の品 77% OFF 10,000円」と、実際の販売価格に、当該販売価格を上回る「メーカー希望小売価格」と称する価額（以下「比較対照価格」という。）を併記するなどして表示していた。 実際には、比較対照価格は、製造業者がC社の意向を受けて設定したものであり、商品を取り扱う小売業者の小売価格設定の参考となるものとして、製造業者により設定されたものではなく、かつ、あらかじめ商品を取り扱う小売業者に広く呈示されている価格とはいえないものであった。

(2) 景品事件（懸賞景品告示）

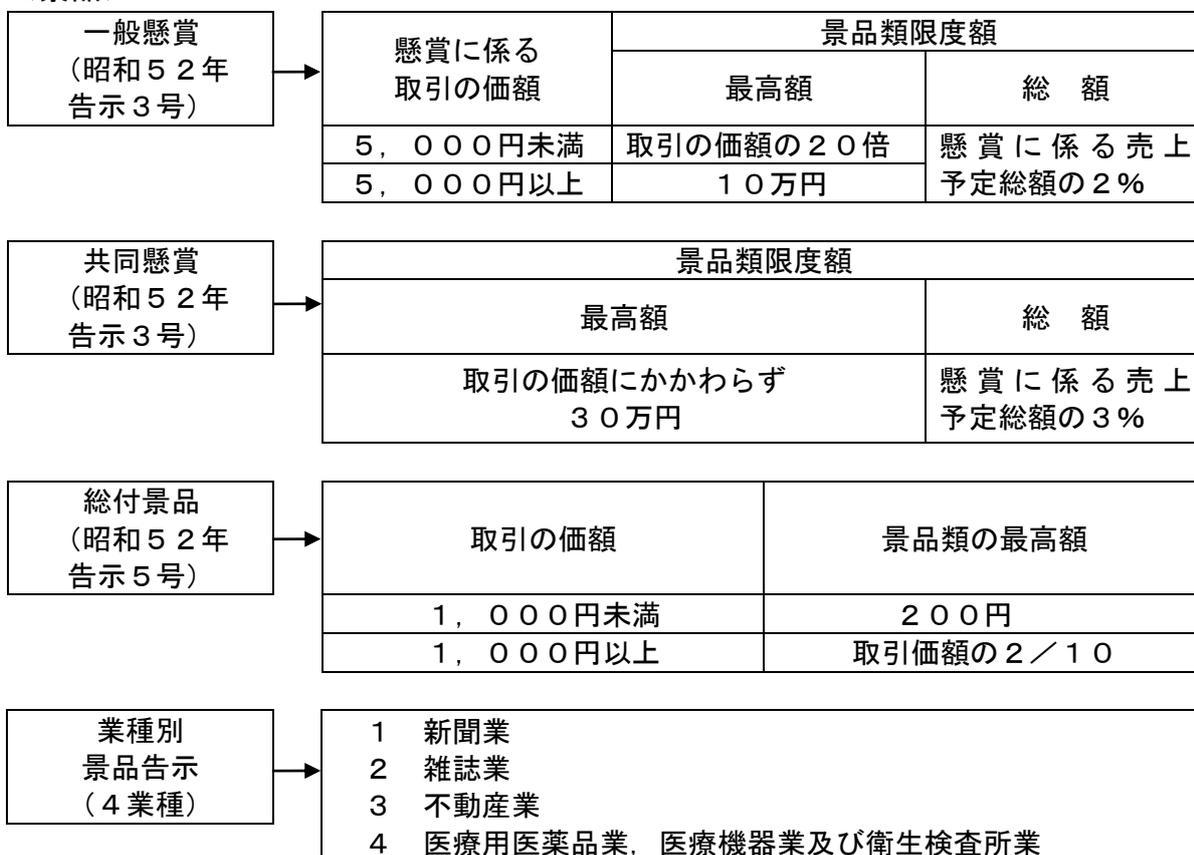
事件概要
D社は、自社の運営する施設内の飲食店において、料理等を購入し、投票を行った者に対し、抽選により、 ① 2名に対し「JTB旅行券10万円分」（100,000円相当） ② 2名に対し「ミラーレス一眼カメラ」（68,565円相当） 等を提供することを自社のウェブサイト等によって告知し、実施した。 （取引価額：2,550円、提供できる景品類の額：最高額 51,000円）

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為

が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 （省略）

（指導及び助言）

第八条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。